

平成 26 年 12 月 9 日

富良野市議会議長 北 猛 俊 様

経済建設委員長 天 日 公 子

委員会事務調査報告書

平成 26 年第 3 回定例会において、継続調査の許可を得た事件について、下記のとおり結果を報告します。

記

1. 調査案件
調査第 6 号 まちなみ形成と田園景観の保全について
2. 調査の経過及び結果
別紙のとおり

まちなみ形成と田園景観の保全について

経済建設委員会より、調査第6号「まちなみ形成と田園景観の保全について」の調査の経過と結果について報告する。本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、本市の取り組みの現状と課題の把握に努め、また、都市事例調査を実施し、他の自治体における先進事例の調査を行ってきたところである。

富良野市のまちなみ形成は、国の都市計画法に基づいた土地利用の規制や誘導によるまちなみ整備、富良野市都市計画マスタープランや地区個別計画の策定、緑地の適正な保全や緑化の推進などの取り組みが進められてきている。本市の都市計画区域は、昭和23年の計画決定当初は、市全域の30,512ヘクタールに設定したが、昭和44年に国の都市計画法が全面改正され、社会変化や土地利用動向に即して963.2ヘクタールに見直しを図った。その後バブル景気により、富良野市においても市街地における人口の集中に伴い、住宅地がどんどん郊外に延びる傾向がみられ、さらに、平成元年度に北海道の「富良野・大雪リゾート地域整備構想」が承認されたことで、区域外での無秩序な土地開発が懸念されたことから、平成5年には2,227ヘクタールへ都市計画区域を拡大し現在に至っている。

富良野市都市計画マスタープランは、平成10年の策定以降、少子高齢化、人口減少、環境問題等の社会情勢の変化や、コンパクトシティの考え方を踏まえて、平成23年度に第2次マスタープランへ改定し、「まちごと公園に向けて」をキャッチフレーズに将来的なまちづくりの基本方針を示している。地区ごとの個別計画については、東雲町と東4条街区において地区計画を定め、建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を設けることで適正な都市機能と健全な都市環境の確保が図られている。緑地の適正な保全や緑化の推進については、平成6年に富良野市景観ガイドプランや平成14年に緑の基本計画が策定され、緑の保全地区や保存樹木の指定、市民参加による記念植樹など、緑豊かな生活環境の確保が図られてきたが、計画策定から年数が経過し、市民ニーズの変化に応じた見直しが必要となっている。

一方、富良野市の田園景観については、長い間、その地域で農業を営んできた人々の努力により農地や農道を含めた農業基盤が維持され、山岳風景などの雄大な自然景観とあわせて眺望的に豊かな景観が形成されてきた。このような田園景観は農業生産活動の結果生じたものであり、本市ではその生産活動を維持するため、農業者の作付意欲の向上や耕作放棄地の発生防止、緑肥作物の植栽に取り組んできている。

このような本市の取り組み経過や先進地の都市事例調査を踏まえて、本委員会では、まちなみ形成や田園景観の保全に関わる共通の課題として、市民が富良野に住んでいて良かったと実感できる良好な生活環境を守ることとあわせて、多くの観光客を迎える観光のまちとして市民が誇りに思い、観光客が居心地良く滞在できる空間を整えていかなければならないことを認識したところである。委員会の議論では、今後、市民が自らの住環境を見つめ直し、より快適な生活空間を創造できるよう、景観という視点からまちづくりを進めていくことも

大切であると考え、行政が今後の施策に反映すべきものとして以下のとおりまとめた。

1. まちづくりにおける景観という概念について

富良野市が有する豊かな森林、河川、山岳等は、素晴らしい自然景観を形成しており、本市を訪れる多くの観光客を魅了する貴重な観光資源でもある。一方で市内の建造物は、本市の開拓の歴史がまだ100年余りであり、人々の手によってつくり守られてきた歴史的あるいは文化的に価値ある建造物が少ない状況にある。建造物の保存や建築デザインなどに関わるまちなみの景観形成について、行政や地域の取り組み事例も少なく、建物や道路、看板等の人工的な景観については、自然景観と比べて景観という概念が定着してきていないと思われる。美しいまちなみは、周囲の自然景観と調和してこそつくられるものであり、景観という概念を今後のまちづくりの施策に盛り込んでいくべきである。

2. 景観に対する市民意識の醸成について

本委員会では、景観とは、その地域の歴史的・文化的な背景を映し出し、そこに住んでいる人の絵姿を表しているものと捉え、まちなみの形成や田園景観保全の取り組みにあたっては、市民一人ひとりが身近な景観に目を向け、愛着や親しみを持ち、景観に対する意識を高めていくことが大切であると認識した。行政は、市民への啓蒙や地域の景観をいま一度見直す機会をつくり、景観に対する市民意識の醸成を図られたい。

3. 景観行政の具体的な施策と推進体制について

まちなみの形成や田園景観の保全については、景観という視点から考えた場合、建設、農業、観光を含めた多くの行政分野が関連し、あらゆる角度から景観に関わる施策が考えられる。そのため、行政内部で景観に関する項目を精査し、富良野市総体として景観行政のあり方を議論されたい。景観施策の具体的な立案と推進にあたっては、その中核を担う部署が必要であり、縦割りの弊害が生じないように行政内部で横のつながりをつくることが重要である。さらに、市民や事業者との協働作業によって景観施策を推進できる体制を整え、誰もが快適に暮らせる生活様式を目指しながら、良好な景観形成を図っていくべきである。